

布川事件国賠

布川国賠支援会事務局長・中澤 宏

昨夏8月27日、東京高裁で完全勝訴判決を勝ち取った。二審の焦点は、警察のみならず、検察起訴の違法が認められるかどうかだったが、起訴の違法を論ずるまでもなくとして、取り調べ段階での違法性が認められた。この違法取調べがなければ身柄拘束もなく、その後の起訴もなかったという関係にあることからすれば、起訴の違法を実質的に認めたのも同然だと考えている。

ちなみに損害賠償額は7,500万円だったが、実際振り込まれた額は利子が加算され1億円を超えていた。1億を超える振込額を見たのは生涯初めてだ（笑）。

このように完全勝利できたのは桜井さんの努力もさることながら、全国の皆さんからの熱い支援のたまものだ。改めて御礼申し上げたい。

